

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

児童1人当たり 一律 **5万円**

1. 対象児童

①中学生以下

(10月に支給した児童手当支給対象となった中学生以下の児童)
※令和3年9月分の児童手当支給対象児童

②高校生

(平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた児童)
※上記期間内の生年月日であれば、高校に在学していることは必要ありません。

③下記の期間に生まれた新生児

(令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童)

2. 支給対象者

上記①～③に該当する児童を養育しており、児童手当の所得制限
限度内相当の方。

■児童の年齢に応じて申請が「不要な場合」と「必要な場合」がありますので、**裏面**の手続き方法をご確認ください。

3. 受給手続き

(1) ①の中学生以下

・申請は不要です。

- ・12月中旬頃に対象者へ、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付）」の給付について」をお送りします。
- ※受給を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」の提出が必要です。

(2) 上記以外の②高校生、③新生児

・申請が必要です。

- ・12月下旬に対象者へ、「申請書類等」を発送する予定です。
- ・1月上旬から受付を開始します。
- ※①の中学生以下分として先に給付金を受給した方や新生児で児童手当を既に受給している方は申請不要です。

4. 支給時期

- ・①の対象児童分は、12月28日頃に支給を行えるよう準備中です。
- ・そのほかの児童分は、申請があり次第、随時支給します。

《公務員の方へ》※所属庁から児童手当を支給されている場合

18歳以下の児童すべてについて申請が必要となります。

- ・12月下旬に対象の方へ、「申請書類等」を発送する予定です。
- ・1月上旬から受付を開始します。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに新冠町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに新冠町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

お問合せ：新冠町役場 町民生活課(1階 ②番窓口)

電話 0146-47-2112(受付時間:平日 8:30~17:15)